

市議会 9月定例会 行政報告（9月8日）

市議会 9月定例会に当たり行政報告いたします。

市内中学生の自死に係る損害賠償請求訴訟について

はじめに、市内中学生の自死に係る損害賠償請求訴訟について御報告いたします。

報告に先立ち、あらためて亡くなった生徒の御冥福をお祈りするとともに、御遺族に心から哀悼の意を表します。

本件は、亡くなった生徒の御両親が、市に対し損害賠償を求めて、新潟地方裁判所に提起した訴訟の第二審であります。

第一審は、令和2年1月24日に提訴され、令和4年5月30日に、「原告の請求を棄却する。」という判決が言い渡されました。

この判決を不服とした原告は、令和4年6月8日に、東京高等裁判所へ控訴状を提出し、11月28日から本年5月18日まで審理され、去る7月19日に判決を言い渡されたものであります。

第二審においても控訴人の訴えは、自死の原因はいじめであり、本件中学校がいじめを認識し、いじめによる自死を予見しながら、これを回避する措置を講じなかったことで、発生した損害等及び控訴人の求めにもかかわらず、市が一貫して加害とされる生徒の氏名を開示しなかったことにより受けた精神的苦痛に対する損害賠償金の支払を求

めたものであります。

第二審の判決は、第一審判決を支持する内容で、控訴人の請求をいずれも棄却するというものであります。

判決理由といたしましては、争点となった「本件中学校の教諭らの注意義務違反の有無」については、「学校は局面に応じた措置は採っており、国家賠償法上違法と認められるような注意義務違反があったとまでは認めることができない」とされ、また、「氏名開示義務違反の有無」については、「報告書に名前の挙がった生徒の行為、それぞれが自死に対して、どう影響したかが明らかになっていない状況で、氏名を開示しないとした市の判断が不合理であるとは言えない」として、控訴人の訴えが退けられたものであります。

これに対し、本年8月7日に、本件の最高裁判所への上告期限を迎えましたが、相手方から上告状等の提出がなかったことを確認したことから、裁判が終結し、8月8日付けで判決が確定したことを御報告いたします。

市の主張が認められましたが、御遺族の心中を察すれば、深い悲しみは癒えることはなく、誠に複雑な思いであります。

このような悲しいことは二度と起きてほしくない。市長として、新発田の子どもたちの命を守るという決意を新たにしたところであり、学校、市教育委員会、市が一丸となって、いじめ防止対策に真摯に取り組んでまいります。

なお、判決の確定に伴う弁護士報酬等の費用につきましては、本定例会の予算議案において提案しております。

御免町幼稚園の3歳児募集停止について

次に、御免町幼稚園の3歳児募集停止について御報告いたします。

御免町幼稚園は、昭和42年に、新発田幼稚園、西園幼稚園に次ぐ、市内3番目の公立幼稚園として、開設されました。当初は旧御免町小学校の教室を借用し運営しておりましたが、平成11年に現在の場所に園舎を移転新築し、多いときには200人を超える児童が在籍するなど、当市の幼児教育推進の一翼を担ってまいりました。

幼稚園は、保育園とともに、就学前の幼児教育・保育を支える存在として、かつては多くの保護者ニーズに応じてまいりましたが、近年、保護者ニーズが、幼稚園から、保育園や認定こども園へと大きく変わる中、入園児童数が減少に転じ、4園あった公立幼稚園も、平成22年度末に新発田幼稚園が、続いて令和元年度末に西園幼稚園が、そして令和2年度末に加治川幼稚園がそれぞれ閉園となり、令和3年度以降は御免町幼稚園の1園となっております。

その後も、市内唯一の公立幼稚園として、存続・発展のため、満3歳児の新規受入や「預かり保育」の時間延長などの取組を実施してまいりましたが、残念ながら児童数の減少には歯止めがかからず、今年度は、定員50人に対し、入園児童数が19人となり、特に3歳児と

4歳児については、いずれも5人と、1クラス10人以上が理想とされる望ましい教育環境とは言い難い状況となっております。

市といたしましては、今後も、児童数の増加が見込みにくく、望ましい教育環境が整わないと判断せざるを得ない状況であることから、平成28年度に市教育委員会が決定した「公立幼稚園において、入園児童数の減少により、望ましい幼児教育の推進に著しい困難が予測される場合には、翌年度以降の入園申込の募集を停止する」とした方針に基づき、令和6年度の3歳児の募集を停止するとともに、その後の段階的な募集停止により、現在、在籍する児童の卒園をもって閉園する方向で進めたいというものであります。

この10月には、令和6年度の入園児の募集が始まりますが、3歳児募集停止及び閉園方針が在籍児童と、その保護者をはじめ、園の関係者の方々に大きな不安や影響を与えることのないよう、担当課には、丁寧な説明と対応に当たるよう指示いたしましたので、御理解を賜りますようお願いいたします。

新発田西デイサービスセンターの事業廃止について

次に、新発田西デイサービスセンターの事業廃止について御報告いたします。

新発田西デイサービスセンターは、公設のデイサービスセンターとして、平成6年に建設され、運営は一般財団法人下越総合健康開発セ

ンターに委託し、平成18年度からは指定管理者制度を活用して、引き続き同健康開発センターが運営してまいりました。

開設後、約30年が経過し、建物や設備の老朽化が著しいことから、これまでも施設を維持するため修繕を繰り返しており、今年度においても、屋上防水シートの取替工事实施に係る費用を予算計上したところであります。しかしながら、その後、雨漏りを防止するための修繕等も必要となることが判明し、多額の修繕費用が必要となることなどを総合的に判断し、今年度、実施予定の工事を含めて、これ以上の修繕は行わず、指定期間が満了する令和7年度末から1年間前倒して、令和6年度末をもって施設を閉鎖したいというものであります。

現在の市内デイサービスセンターは、介護予防の取組の成果や、新型コロナウイルス感染症の影響による市民意識の変化により利用者は減少傾向にあり、また、本年6月に民間事業者が個別対応型のデイサービスセンターを市内に開設したことから、サービスの提供基盤は十分に維持されるものと考えております。

今後の対応といたしましては、現在の利用者の皆様には他のデイサービスセンターへ移行していただくこととなりますことから、利用者の皆様と、その御家族に御迷惑をお掛けすることがないように丁寧に説明するとともに、利用者が希望するデイサービスセンターに移行できるよう、しっかりと調整してまいりたいと考えております。

また、関係条例の一部改正に関する一般議案、施設の閉鎖に伴い必

要となる予算等につきましては、今後の議会で改めて提案させていただきたいと考えております。

生活保護世帯へのし尿処理手数料及び下水道使用料等の減免制度終了について

次に、生活保護世帯へのし尿処理手数料及び下水道使用料等の減免制度終了について御報告いたします。

令和5年市議会2月定例会の一般会計予算審査特別委員会市長総括質疑において、宮村幸男委員の御質問に対し、物価高騰による社会情勢の推移を注視した上で、昭和48年から実施してきた生活保護世帯へのし尿処理手数料等の減免終了の時期について、秋頃までに判断するとお答えいたしました。

その後の物価の状況は、高病原性鳥インフルエンザ事案の拡大やエネルギー価格の上昇などの影響により、食料品価格等の物価高騰は依然として続いております。

その一方で、政府による電気・ガス価格激変緩和対策事業の推進により、本年1月使用分から、光熱費の負担軽減策が実施されております。

また、令和5年市議会4月臨時会において物価高騰対策に係る予算議案を御承認いただき、生活保護世帯を含む低所得世帯に対する給付金の支給など、物価高騰の影響が特に大きい世帯への支援を迅速に実

施してまいりました。さらに、本年10月から、生活保護費に係る生活扶助基準額の見直しも予定されております。

生活保護世帯へのし尿処理手数料等の減免制度は、し尿処理費が光熱水費等と同様に生活保護費に含まれて支給されていることや、し尿処理方法が多様化したことで、補助制度のない浄化槽利用世帯と著しく公平性を欠くことから、早期に是正すべき課題であり、この現状が長引くほど不平等となり、格差が、より大きくなっていくこととなります。

対象の方々に対しましては、本年1月に本件について周知文を送付したほか、減免申請に係る年度更新の際におきましても、担当職員から9月末で終了する旨をお知らせしており、一定の御理解が得られているものと考えております。

これらを総合的に踏まえ、当初の予定どおり、本年9月末をもって生活保護世帯へのし尿処理手数料等の減免制度を終了いたしますが、今後も、生活困窮者の方への対応につきましては、状況に応じて適切に判断してまいります。

なお、昭和48年から同様に実施してまいりました、70歳以上単身世帯へのし尿処理手数料の全額減免につきましても、生活保護世帯へのし尿処理手数料等の減免制度終了を踏まえ、公平性の観点と猶予期間を考慮し、令和6年3月末をもって終了することといたしました。

対象の方々に対しましては、8月末に周知文書を送付いたしました

が、その対応につきましては、引き続き、丁寧な説明と適正な制度の実施に努めてまいります。

以上で、行政報告を終わります。